

保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱

制 定 令和3年7月2日こ保運第463号（局長決裁）

最近改正 令和4年6月7日こ保運第213号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、母子保健法（昭和40年法律第16号）及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

(1) 児童福祉法に規定する保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設

(2) 子ども・子育て支援法に規定する延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 法人にあつては、暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 個人にあつては、暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）

（補助対象経費及び限度額）

第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設・事業当たりの限度額は別表1及び別表2のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けているものは対象外とする。

（補助対象期間）

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和4年10月31日とし、この間に支払を行った事業を対象とする。

（補助金の算定）

第6条 補助金の額は、補助対象経費と認められる額の全額である。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請兼実績報告書の提出期限は、

市長が定めた日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

（交付の決定）

- 第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付決定通知兼額確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
 - 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（交付条件）

第9条 前条第1項の交付の決定をする場合の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける。
- (2) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受ける。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受ける。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合

は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の取下げの期日）

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

（補助金交付の請求）

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（警察本部への照会）

第13条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、第3条2項各号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
- (3) その他市長が定めるもの

（財産処分の制限期間）

第15条 前条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

（関係書類の保存期間）

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は令和3年7月2日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

附 則

この要綱は令和4年6月7日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

別表1（補助対象経費及び1施設・事業当たりの限度額）

対象施設・事業	対象経費	限度額 (補助率：10/10)
<p>保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業</p>	<p>1 かかり増し経費 (職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費) ※その他補助金、給付費等の対象となっているものは除く</p> <p>2 感染防止用の物品購入経費等</p>	<p>【施設分】</p> <p>1 保育所、幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設 1施設あたり (1) 定員19人以下は300千円以内 (2) 定員20人以上59人以下は400千円以内 (3) 定員60人以上は500千円以内</p> <p>2 認可外の居宅訪問型保育事業実施施設 1施設あたり300千円以内</p> <p>【事業分】</p> <p>1 延長保育事業 1か所あたり (1) 利用定員19人以下は150千円以内 (2) 利用定員20人以上59人以下は200千円以内 (3) 利用定員60人以上は250千円以内</p> <p>2 一時預かり事業、病児保育事業 1か所あたり300千円以内 ただし、申請額の5割以上は、かかり増し経費にするものとする。</p>

別表2（補助対象経費及び1施設の限度額）

対象施設・事業	対象経費	限度額 (補助率：10/10)
<p>延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業</p>	<p>衛生環境の改善及び換気等にかかる改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置など簡易的なもの）</p>	<p>1施設当たりの上限は、1,000千円以内</p>